

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

○県立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁特別支援教育室)	一
○職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員 会会長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改 正する条例	(同)	二
○職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮城県飲酒運転根絶に関する条例 の一部を改正する条例	(人事課等)	二
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	三
○宮城県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	(同)	三
○災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の 一部を改正する条例	(危機対策課)	四
○土地利用審査会条例の一部を改正する条例	(地域復興支援課)	四
○宮城県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例	(総合交通対策課)	四
○宮城県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	(共同参画社会推進課)	四
○民生委員の定数を定める条例	(社会福祉課)	五
○介護福祉士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例	(長寿社会政策課)	六
○介護保険審査会条例の一部を改正する条例	(同)	六
○婦人保護施設条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	六
○麻薬中毒審査会条例	(業務課)	七
○森林審議会の委員の定数を定める条例	(林業振興課)	七

ページ

条 例

○建設工事紛争審査会の委員の定数を定める条例	(事業管理課)	七
○道路占用料等条例の一部を改正する条例	(道路課)	七
○水防協議会条例の一部を改正する条例	(河川課)	八
○建築士審査会の委員の定数を定める条例	(建築宅地課)	八
○建築基準条例の一部を改正する条例	(同)	八
○県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	八

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十三号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
第五条の表宮城県立光明支援学校の項の次に次のように加える。

宮城県立小松島支援学校

同

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十四号

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「承認は」の下に、「次項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日を期間の初日とし」を加え、同条第二項中「期間は、五年」を「年齢は、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年宮城県条例第三号)第三条に規定する年齢から五年を減じた年齢」に改

める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

職員との給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十五号

職員との給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の八第一項中「災害復旧」の下に「復興計画の作成等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第三十五条に規定する復興計画の作成等をいう。）を加える。

第二十三条の二第三号中「財団法人宮城県職員互助会（一）」を「一般財団法人宮城県職員互助会（一）」に、「財団法人宮城県教職員互助会（二）」を「一般財団法人宮城県教職員互助会（二）」に、「財団法人宮城県警察職員互助会（三）」を「一般財団法人宮城県警察職員互助会（三）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十六号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第一条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第三号中「第五条の三第二項及び第三項において同じ」を削る。

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、知事等が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に

再び当該知事等となつたときは、その者から申出があつた場合を除き、当該退職に係る退職手当は、支給しない。この場合において、その者の先の知事等としての在職期間は、後の知事等としての在職期間に通算する。

（県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第二条 県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教育長となつたときは、その者から申出があつた場合を除き、当該退職に係る退職手当は、支給しない。この場合において、その者の先の教育長としての在職期間は、後の教育長としての在職期間に通算する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第五条の規定及び第二条の規定による改正後の県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第四条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮城県飲酒運転根絶に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮城県飲酒運転根絶に関する条例の一部を改正する条例

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第二号ハ及びニ中「第六十四条」を「第六十四条第一項」に改める。
(宮城県飲酒運転根絶に関する条例の一部改正)

第二条 宮城県飲酒運転根絶に関する条例(平成十九年宮城県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項各号中「第一百七七條の二の二第一号」を「第一百七七條の二の二第三号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は道路交通法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十三号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十八号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表三十の三の項中「塩竈市」の下に「名取市」を加え、同表三十の四の項中「白石市」

の下に「名取市」を加え、同表中三十四の十の項を三十四の十一の項とし、三十四の九の項を三十

四の十の項とし、同表三十四の八の項を削り、同項を同表三十四の九の項とし、同表中三十四の七

の項を三十四の八の項とし、三十四の六の項を三十四の七の項とし、同表三十四の五の項中「白石市」

の下に「名取市」を加え、同項を同表三十四の六の項とし、同表三十四の四の項の次に次のように

加える。

三十四の五 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第九條第一項、第二項、第四項から第九項まで、第十一項及び第十三項の規定による許可等(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止(緊急に行う必要があるものに限る。)のための鳥獣(ツキノワグマ(住民が日常生活又は社会生活を営んでいる地域に出現したものに限り)に限る。)の捕獲等(以下この項において「捕獲等」という。)に係るもの

ロ 法第十條第一項の規定による命令(法第九條第一項の規定に違反して許可を受けないでした捕獲等及びイに掲げる条件の付加に係るものに限る。)

ハ 法第十條第二項の規定による許可の取消し(イに掲げる許可に係るものに限る。)

ニ 法第七十五條第一項及び第三項の規定による報告の徴収等(イに掲げる許可に係るものに限る。)

白石市 七ヶ宿町 村
田町 柴田町 川崎町
大和町 大衡村 加
美町

ホ 省令第七条第八項及び第十一項から第十四項までの規定による要求等(イに掲げる許可に係るものに限る。)

第二条の表四十の項中「仙台市」の下に「気仙沼市」を、「多賀城市」の下に「岩沼市」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の表三十四の八の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

宮城県固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十九号

宮城県固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例

宮城県固定資産評価審査会条例(昭和三十七年宮城県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百一条の二第六項」を「第四百一条の二第五項」に改める。

第二条の見出しを「組織等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審議会は、委員十二人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例
災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和三十七年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「六種」を「六種類」に、「第十四条第二項第三号」を「第八条第二項第三号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

土地利用審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十一号

土地利用審査会条例の一部を改正する条例

土地利用審査会条例(昭和四十九年宮城県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「委員の定数等」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審査会の委員の定数は、七人以内とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

宮城県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十二号

宮城県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

宮城県交通安全対策会議条例(昭和四十五年宮城県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「指名」を「指名され、」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その他知事が必要と認める者 三人
第三条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。
第五条第二項中「任命」を「任命し、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十三号

宮城県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

宮城県青少年問題協議会条例(昭和二十八年宮城県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。
第一条に見出しとして「(設置)」を付する。

第二条に見出しとして「(委員の定数等)」を付し、同条第一項中「委員」の下に「の定数」を加え、

同条第二項中「学識経験を有する者」を「青少年の指導、育成、保護又は矯正に関し優れた識見を有する者」に、「委嘱される」を「任命される」に、「補欠による」を「委員が欠けた場合における補欠の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員は、青少年の指導、育成、保護又は矯正に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

第三条に見出しとして「(臨時委員)」を付し、同条第二項中「学識経験を有する者及び関係行政機関の職員」を「当該特別の事項に関し優れた識見を有する者」に、「委嘱又は任命する」を「任命する」に改め、同条第三項中「特別事項」を「特別の事項」に、「解嘱され又は退任する」を「解任される」に改める。

第四条に見出しとして「(会長)」を付し、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

会長は、委員の互選に基づき、知事が任命する。

第五条に見出しとして「(会議)」を付し、同条第一項中「招集する」を「招集し、会長がその議長となる」に改め、同条第三項中「会長」を「議長」に改める。

第六条に見出しとして「(幹事)」を付し、同条第一項中「委嘱又は任命する」を「任命する」に改める。

第七条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「ものを除く外、協議会の議事の手続その他」を

「もののほか、」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十五年法律第四十四号)第一条の規定による改正前の地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号。以下「旧法」という。)第三条第三項の規定により任命された宮城県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の委員又はこの条例による改正前の宮城県青少年問題協議会条例第三条第二項の規定により委嘱又は任命された臨時委員である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、この条例による改正後の宮城県青少年問題協議会条例(以下「新条例」という。)第二条第二項又は第三条第二項の規定により協議会の委員又は臨時委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる協議会の委員(旧法第三条第三項の規定により学識経験を有する者のうちから任命された委員に限る。)の任期は、新条例第二条第三項の規定にかかわらず、同日における旧法第三条第三項の規定により任命された協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県青少年問題協議会の項を次のように改める。

宮城県青少年問題協議会の委員及び臨時委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
----------------------	---------	---------	---	---

民生委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十四号

民生委員の定数を定める条例

民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)第四条第一項に規定する条例で定める民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

市町村の区域	定数
石巻市	三百七十六人
塩竈市	二百二十人
気仙沼市	百八十三人
白石市	百六人
名取市	百二十八人
角田市	八十二人
多賀城市	九十人
岩沼市	七十九人
登米市	二百二十六人
栗原市	二百七十人
東松島市	七十九人
大崎市	三百二十二人
刈田郡蔵王町	三十五人
刈田郡七ヶ宿町	十一人
柴田郡大河原町	五十四人
柴田郡村田町	三十一人
柴田郡柴田町	七十五人
柴田郡川崎町	三十二人
伊具郡丸森町	六十六人

巨理郡巨理町	六十九人
巨理郡山元町	三十二人
宮城県松島町	四十人
宮城県七ヶ浜町	二十四人
宮城県利府町	四十六人
黒川郡大和町	五十一人
黒川郡大郷町	二十五人
黒川郡富谷町	五十九人
黒川郡大衡村	十五人
加美郡色麻町	二十九人
加美郡加美町	七十五人
遠田郡涌谷町	四十二人
遠田郡美里町	五十八人
牡鹿郡女川町	三十一人
本吉郡南三陸町	五十八人

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

介護福祉士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十五号

介護福祉士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

介護福祉士等修学資金貸付条例（平成五年宮城県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の一項を加える。
（違約金の割合の特例）

2 当分の間、第十二条に規定する違約金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の介護福祉士等修学資金貸付条例附則第二項の規定は、同条例第十二条に規定する違約金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

介護保険審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十六号

介護保険審査会条例の一部を改正する条例

介護保険審査会条例（平成十一年宮城県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。
第四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第百八十九条第二項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

婦人保護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十七号

婦人保護施設条例の一部を改正する条例

第一条 婦人保護施設条例（平成十七年宮城県条例第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第三条第二項第三号」を「第三条第三項第三号」に改める。

第二条 婦人保護施設条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「受けた者」を「受けた者等」に改める。

第三条第二号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「第三条第三項第三号」の下に「（同法第二十八條の二において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

麻薬中毒審査会条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十八号

麻薬中毒審査会条例

（設置）

第一条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十三第二項の規定に基づき、同法第五十八條の八第三項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに宮城県麻薬中毒審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第二条 審査会は、委員五人をもって組織する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の設置及び運営の合理化に関する条例の一部改正）

2 附属機関の設置及び運営の合理化に関する条例（昭和六十年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削る。

森林審議会の委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十九号

森林審議会の委員の定数を定める条例

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六十八條第一項の規定に基づき設置する宮城県森林審議会の委員の定数は、十一人以内とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

建設工事紛争審査会の委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十号

建設工事紛争審査会の委員の定数を定める条例

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条第三項の規定に基づき設置する宮城県建設工事紛争審査会の委員の定数は、十五人以内とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表建設工事紛争審査会の委員及び特別委員の項中「建設工事紛争審査会」を「宮城県建設工事紛争審査会」に改める。

道路占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十一号

道路占用料等条例の一部を改正する条例

道路占用料等条例（平成八年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「道路法第三十五条に規定する事業（道路法施行令第十八条に規定する事業を除く。）又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

水防協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十二号

水防協議会条例の一部を改正する条例

水防協議会条例（平成十一年宮城県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（委員の定数等）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

協議会の委員の定数は、十五人以内とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

建築士審査会の委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十三号

建築士審査会の委員の定数を定める条例

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十八条の規定に基づき設置する宮城県建築士審査会の委員の定数は、七人以内とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

○宮城県条例第九十四号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

（東日本大震災に係る手数料の免除の特例）

4 第二十一条第一項の災害が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）である場合における同項の規定の適用については、同項中「三年以内」とあるのは、「平成二十七年三月三十一日までの間」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十五号

県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第五号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の下に「又は配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号イ中「第三条第三項第三号」及び「第五条」の下に「（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同号ロ中「第十条第一項」の下に「（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩